

保健福祉部 事前質問への回答

質問1. 政策・法制度部門

① 政策の歴史的経緯

- (導入) '90年代後半の外換危機以降、貧困が社会問題として台頭したことに伴い、国民基礎的生活保障法を制定し、自活事業を制度化('00年)
- 勤労能力がある基礎受給者と貧困状態に転落する危険性のある次上位(the secondary poor)層を対象に自立・自活を支援し、「仕事を通じた福祉」を実現
- '00年の国民基礎生活保障法の制定時に自活事業を導入

② 現在の政策の詳細な説明

・2000年10月1日 国民基礎生活保障法の成立以降、自活支援計画の策定が求められたが計画書の作成は自活支援センターが委託を受けている。

- 勤労能力者の基礎的生活も保障する「国民基礎生活保障制度」を導入しつつ、勤労力の培養および働き口の提供を通じた脱貧困を支援
- 自活事業を通して、勤労能力がある低所得層が自活できるよう自活能力の培養、技能の習得と労働機会の提供
- 中央政府で国民基礎生活保障法を総括、総合自活支援計画を樹立し方向を提示

・委託を受けている場合、委託条件

- 自活勤労の施行方法は民間委託と自治体の直接施行を平行することができる。
- 推進の手順

事業公募

委託機関選定

契約締結

事業実施

- 申請団体の事業計画を検討し参加対象者の選抜、詳しい事業内容、予算の執行および決算などの事業前の課程を一貫して委託したり、必要時には事業別に個別の委託も可能
- 事業申請団体から公募を受け決定し、自治体から適合する事業を選定した後、施行機関を公開競争によって選抜する方式も可能
- 地域自活センターがある市・郡・区の場合、継続するか既存の自活事業に対しては別途の公募手順なしに地域の自活センターへ優先的に委託し実施が可能。また市・郡・区役所の長が必要であると認めた場合には公募などを通して選抜が可能

・委託を取り消す場合、その理由としてはどのような理由があるのか

- 地域自活センターに対する事業実績及び運用実態を評価した結果、受給者の自活促進を達成できないと判断された機関
 - ―地域自活センターに対する指導・監督の結果、自活事業の遂行が困難であると判断された機関
- 地域自活センターの指定時、付与された履行条件を満たすことができない場合は取消し可能

・自活支援計画を作成する場合、1件あたりにどの程度の委託費が支給されるのか

- 機関別の委託方式
 - ―一人件費：事業費の比率を通して予算を統制
- 地域自活センター支援の現状

(単位：百万ウォン)

区分		2009	2010	2011	2012	2013	2014
平均支援単価(国費+地方費)		174.7	194	196.8	215.5	230	238
規模別 支援額	拡大型	193	199	201	215	230	239
	標準型	169	174	176	189	202	210
	基本型	144	148	150	161	172	179
	小規模方	121	125	126	-	-	-

・自活に成功する比率が高い自活センターは委託費が高いのか

- インセンティブで機関の運営費を一部追加支援
 - 成果の評価結果の活用
 - ―評価が優秀な機関に対するインセンティブ：政府表彰及び優先権の付与、優秀機関へ成果インセンティブの支給
 - (運営費の支援) 評価結果の上位30%以内の75箇所のセンターへ追加の運営費を支援
 - ―最優秀機関(25箇所)と優秀機関(50箇所)に分け金額に差をつけて支援
 - ―最優秀機関は機関あたり2900万ウォン、優秀機関は機関あたり1900万ウォンを支援
- *上記の支給額は国庫+地方費から、予算事情により一部変更が可能

・自活支援センターの職員たちは有給職員なのか、職員はどのような資格が必要なのか

- 全員有給職員であり、
- センターに従事している職員の職級別の資格は、次の各号に該当する者のうち該当機関の事業にあった者を選抜する。
 1. 地域社会福祉または低所得層の自活支援のための活動経験を有する者
 2. 自活企業に対する技術・経営指導の能力を有する者
 3. 専門相談業務を遂行するための社会福祉士の資格を所持している者
 4. 地域社会組織に関連する活動の経験を有する者
 5. 自活センターの運営と会計に関連する能力を有する者
 6. その他自活センターの運営に必要であると認めた者

・創業の場合、創業にかかる費用は国民基礎生活保障法によって支給もしくは貸付をしているのか

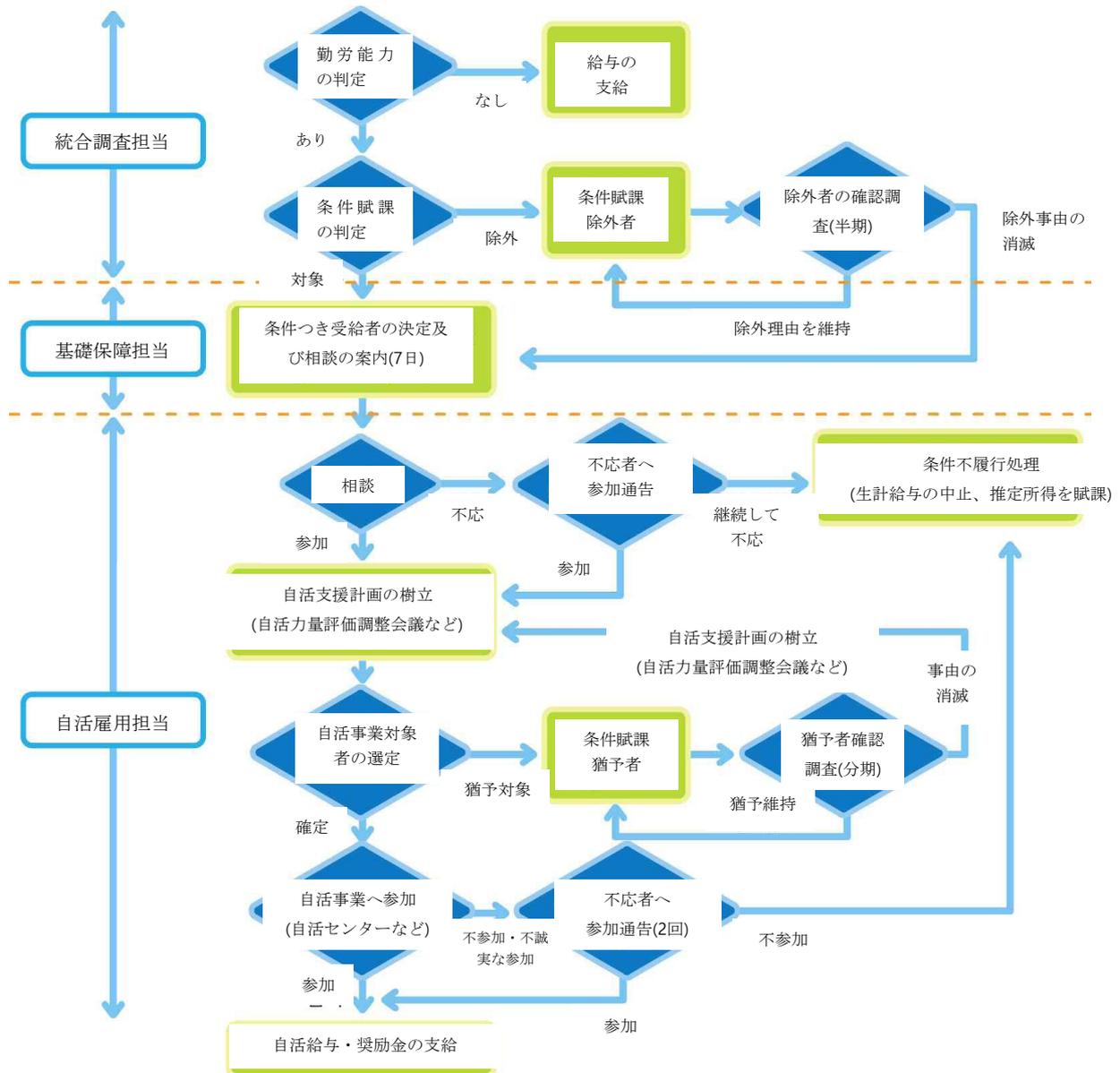
- 政府予算のうち事業費の支援額を、売上金の中の売上積立金として管理、その60%の金額を自活企業創業資金として活用
- 自活基金の融資も可能、現在自活基金は全国で3,400億ウオンの規模

・保健福祉部の組織機構の中で自活支援の管轄は「社会福祉政策室」なのか

- 社会福祉政策室内の福祉政策課に所属

・政策体系の中で「脆弱層基本生活保障」に含まれているのか

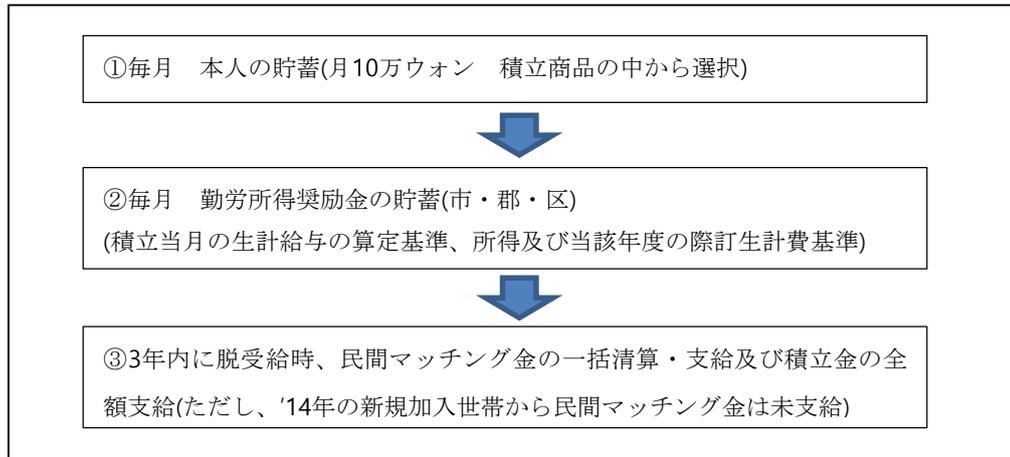
- 「国民基礎生活保障法」に従い受給権利者に対して、自活事業に参加する事前処置として勤労能力の有無の判定を実施
- 勤労能力がある受給者に対し条件の賦課および猶予を決定し、確認調査など自活事業対象者の選定と管理に必要な処置を案内
- 選定及び管理の手順



・上記政策の概要と管轄部署の業務内容

・「希望を育てる通帳(희망키움통장)」の制度に対する説明、この制度はマッチング基金による低所得者の資産形成促進策等なのか

- 3年間の勤労所得奨励金及び個人貯蓄に対する民間マッチング金の支援



○ 民間マッチング金の支援

①(2014年加入世帯)民間マッチング金未支援

②(2013年加入世帯)2013年加入期間 1:0.5, 2014年以降加入期間 1:0.2 マッチング支援

例)2013年1次(3月)加入者 36ヶ月納入(勤労所得奨励金36ヶ月発生)時 → 10ヶ月(‘13年加入期間) x 5万ウォン + 26ヶ月(‘14年以降加入期間)x 2万ウォン=102万ウォン

③(2012年以前の加入世帯)勤労所得奨励金が積立られた月に限り本人貯蓄額(月10万ウォン)の1:1をマッチング支援するが、脱受給・解約時に一括清算・支給(利子未支給)

○ 脱受給後解約時に積立(本人+政府+民間)れた金額の全額を支給後、解約

・ 保険福祉部が中央自活センターを管轄しているが、中央自活センターを通じて実施している施策

○ 自活支援のための調査・研究・教育および広報事業

- 脱貧困に関する国内外の動向及び環境の分析
- 自活事業の優秀運営機関の事例分析及び優秀事例の引き出し・伝播
- 優秀自活事業の選定、育成及び事例の共有支援
- 広域・地域自活センターの従事者の専門性の強化
- 自活事業団の職務遂能力の強化のための教育連携の拡大

- 自活支援のための事業の開発及び評価
 - 広域・地域自活センターの成果評価実務の総括機能の遂行
 - 自活事業遂行機関における優秀、未熟機関への教育、コンサルティング体系の構築
 - 自活成功の拡大のために優秀地域の特化した自活プログラムの開発・普及
 - 自活事業団における政府財政の働き口、公共の働き口事業の連携を確保
 - 自活収益金、売上金の管理及びマッチング金の中央基金の運用

- 広域・地域自活センター及び自活企業の技術・経営指導及び評価
 - 自活事業団の競争力の確保のための専門の経営コンサルティングによる支援体系の整備
 - 協同組合基本法に基づいた自活企業の転換及び育成支援
 - 地域の自活事業の規模化・専門化の促進
 - 自活事業における生産品の流通の活性化を支援
 - 脆弱層の生産品に対する流通売場のB Iの統合支援・標準化

- 自活関連機関間の協力体制及びネットワークの構築・運営
 - 政府・学界および現場関係者などの自活関連の専門家によるフォーラムの運営
 - 自活事業と民間社会貢献(個人、企業、団体など)の連携モデルの構築及び提案
 - 自活事業に関する情報統計DBの構築と分析を通じた政策の樹立のための基礎資料の提供
 - 社会的な経済主体との連携を通じた社会的創業力の強化

- 就業・創業のための自活促進プログラムの開発及び支援
 - 成果管理型就業支援の自活事業「希望のリボンプロジェクト(희망리본프로젝트)」事業の品質モニタリング及び予算管理
 - 脱受給資産の形成支援事業「希望を育てる通帳」マッチング金の支援及びモニタリング
 - 自活事業の参加者の財産形成支援事業「明日を育てる通帳(내일키움통장)」マッ

グ金の支援及びモニタリング

- マイクロクレジット「希望育成バンク(희망키움뱅크)」の貸付償還モニタリング及び遂行機関の運営管理

○ 全国単位の自活事業の創業支援

- 自活企業(事業団)の設立課程における経営及び事後管理段階までのコンサルティング支援

○ 広域自活センターに対する事業コンサルティング及び広域単位の自活事業の管理

③政策目標の実現状況

- ・ 自活支援計画を通じた自活に成功する比率
- ・ 自活支援計画における創業を含んだ比率

○ 事業の成果

区分	①自活成功率31.8%	②脱受給率15.9%								
指標	自活事業への参加受給者中、脱受給になったり就・創業に成功した者の比率	自活事業への参加受給者中脱受給になった者の比率								
計算式	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 就・創業者(受給維持) 7,620名 (15.9%) </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">+</td> <td style="text-align: center;"> 脱受給者(自活特例含む) 7,571名 (15.9%) </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;"> 自活事業*参加受給者(47,734名) </td> </tr> </table>	就・創業者(受給維持) 7,620名 (15.9%)	+	脱受給者(自活特例含む) 7,571名 (15.9%)	自活事業*参加受給者(47,734名)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 脱受給者(自活特例含む) (7,571名) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;"> 自活事業*参加受給者 (47,734名) </td> </tr> </table>	脱受給者(自活特例含む) (7,571名)	自活事業*参加受給者 (47,734名)
就・創業者(受給維持) 7,620名 (15.9%)	+	脱受給者(自活特例含む) 7,571名 (15.9%)								
自活事業*参加受給者(47,734名)										
脱受給者(自活特例含む) (7,571名)										
自活事業*参加受給者 (47,734名)										
	*アップグレード型自活事業： 自活勤労(市場進入型+社会サービス型+インターン型+雇用部就業成功パッケージ)									

* (自活成功率) ('12年)28.3% → ('13年)31.8%

* 脱受給率 ('12年) 14.7% → ('13年) 15.9%

④今後の計画

- （市場参加型自活事業の活性化） 自活事業(自活勤労等)を社会的共同組合などの社会的経済に優勢的に開放し、漸進的に民間市場へ拡大
- （自活事業の基盤強化） 自活インフラの内実化及び拡張を通して自活事業の改編に伴う推進の動力を確保
- （自活センターの機能改善） 地域自活センターが段階的に密着事例管理機関、社会的協同組合などの社会的経済の企業として転換できるよう支援